

記者発表資料
令和5年12月25日
教育庁保健体育安全課学校保健給食班
担当：佐藤、松村
電話：022-211-3666

県立学校における感染症による臨時休業について

令和5年12月18日から12月22日までの県立学校における感染症による臨時休業については、下記のとおりです。

記

1 季節性インフルエンザ

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
宮城県古川工業高等学校	1学級	R5.12.18のみ
	1学級	R5.12.19～12.21
宮城県本吉響高等学校	1つの学年	R5.12.18のみ
宮城県古川黎明高等学校	1つの学年	R5.12.18のみ
宮城県迫桜高等学校	1つの学年	R5.12.19のみ
宮城県築館高等学校	1つの学年	R5.12.19～12.20
宮城県登米高等学校	1つの学年	R5.12.19～12.21
宮城県南三陸高等学校	1つの学年	R5.12.19～12.20
宮城県利府高等学校	1つの学年	R5.12.19～12.20
	1学級	R5.12.20のみ
宮城県泉松陵高等学校	1学級	R5.12.19～12.20
宮城県気仙沼高等学校	1学級	R5.12.19～12.20
宮城県富谷高等学校	1学級	R5.12.20～12.21
宮城県仙台向山高等学校	1学級	R5.12.20～12.21
宮城県古川高等学校	1学級	R5.12.20～12.21
宮城県立光明支援学校	1学級	R5.12.20～12.22
宮城県石巻高等学校	1つの学年	R5.12.21～12.22

2 新型コロナウイルス感染症

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間

県立学校において感染症による臨時休業措置を取った場合、1週間の休業状況を集約し、翌週の月曜日に公表します。